

様式第3

会 議 録

会議の名称	茨木市公の施設使用料免除団体審査会
開催日時	平成 27 年 1 月 22 日 (木) (午前・ <u>午後</u>) 1 時 15 分 開会 (午前・ <u>午後</u>) 3 時 00 分 閉会
開催場所	茨木市役所南館6階 第2会議室
出席者	【審査会委員】 坪内隆、矢倉昌子、木村武俊、木村正文 【担当職員】 小島青少年課長、徳永商工労政課長、池田市民生活課長、 大神人権・男女共生課長 【事務局】 財政課長、課長代理、係長、職員2名
欠席者	【審査会委員】 綾部貴子
議題(案件)	・ 公の施設使用料免除団体の審査について
配布資料	・ 次第 ・ 区分別使用料免除申請団体一覧

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事務局	<p>それでは、時間となりましたので第1回茨木市公の施設使用料免除団体審査会を始めさせていただきます。</p> <p>会議に先立ち、平成27年4月に使用料等の見直しを行いますので内容を報告させていただきます。</p> <p>今回、前回の見直しにおいて作成した、統一的な算定方法により現状の維持管理経費等を基に定期的な見直しを行いました。見直しの結果、約5割の会議室等において料金の引下げとなり、約2割の会議室等において料金の引上げとなりました。また、公民館、コミセン、愛センターの「地域集会施設」につきましては、同一の時間単価を用い、料金の統一を行いました。</p> <p>その他の見直しとしまして、高校生以下の団体利用料金の適用基準の見直し、キャンセル料の発生時期の見直し等を行っております。詳細は、資料をご確認いただきますようお願いいたします。</p> <p>次に、各委員をご紹介します。</p> <p>《委員紹介》</p>
事務局	<p>現在、委員5名中4名の出席をいただいておりますので、この会議は成立しております。</p>
会 長	<p>ただいまから審査に入りますが、まず、審査会の運営に関し、本審査会及び会議録を公開にするのか、非公開にするのかを、皆さんにお諮りしたいと思います。まず事務局から審査会の公開についての説明を求めたいと思います。</p>
事務局	<p>それでは、事務局から審査会の公開等について説明申し上げます。</p> <p>本市では、「茨木市審議会等の公開に関する指針」に基づき、審議会等の会議は、個人に関する情報を審議する場合などを除き、公開を原則として、審議会等に諮ったうえで決定することとしております。また、審議に関して提出された資料についても、審議会等の同意を得て傍聴人に閲覧させることができることとしております。会議録についてもその作成とその公表に努めているところです。</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
会 長	ただ今、事務局から会議の公開についての説明がありました。今後、非公開とすべき案件が発生したときには、皆様にお諮りし、会議の非公開を決定することとして、それまでは、原則に則り会議は公開といたしまして、会議録につきましても公開することとし、資料につきましても傍聴者への閲覧を許したいと思いますが、ご異議ございませんか。
委 員	【異議なし】
会 長	それでは、本審査会を原則公開といたします。 傍聴者がいらっしゃるか確認してください。
事務局	傍聴者は、いらっしゃいません。
会 長	それでは、会議を再開し、議事をはじめます。 地域集会施設の免除団体の申請について、事務局に説明を求めたいと思います。
事務局	今回の地域集会施設の免除団体の申請の一覧表について配布させていただきます。申請の内容について説明させていただきます。 自治会は226団体、各団体連絡協議会は6団体、公民館区事業実施委員会は32団体、自主防災会は21団体、茨木防犯協会地域防犯支部は18団体、地区人権啓発推進委員会は19団体、人権地域協議会は3団体、民生委員児童委員協議会は1団体、地区福祉委員会は33団体、老人クラブは78団体、市立小・中学校のPTAは38団体、青少年健全育成運動協議会は26団体、こども会は150団体です。 前年度と比較しますと、統合・解散等により減少しておりますのは、自治会が18団体、市立小・中学校のPTAが2団体、青少年健全育成運動協議会が5団体、こども会が7団体となっており、新設等による増加が、各団体連絡協議会が2団体、茨木防犯協会地域防犯支部と老人クラブがそれぞれ1団体となっております。 なお、各団体につきましては、それぞれ各担当課において、免除団体に適合しているかについて、提出資料の内容等の確認を行い、免除申請を受け付けているものです。

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
会 長	<p>それでは、説明のとおり地域集会施設の免除団体につきましては、各担当課において要件を満たしているかの確認を行っているとのことですので、申請のあった団体を茨木市公の施設使用料免除団体として承認し、妥当とする答申をすることによってよろしいでしょうか。</p>
委 員	<p>【異議なし】</p>
会 長	<p>地域集会施設の免除申請団体を茨木市公の施設使用料免除団体に該当する団体として答申いたします。</p> <p>以上をもちまして、地域集会施設の審査を終わります。</p> <p>続きまして、地域集会施設以外の施設の免除団体の審査を行います。必要に応じて市の関係職員から説明等をいただきたいと考えますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>なお、審査について、事務局から補足説明があるとのことですのでよろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、これから順次、市の関係課から免除申請団体の「設立の趣旨」、「活動の目的」、「活動の内容」について、説明をいたしますが、今回の審査から内容をより明確にするため、免除申請団体の活動内容等を示した一覧表を作成しており、その一覧表に基づいた説明も追加させていただきますのでよろしくお願いいたします。</p>
会 長	<p>それでは、青少年センターにつきまして、市の関係職員から説明いただきたいと思えます。</p>
担当職員	<p>青少年センターについて、説明させていただきます。</p> <p>青少年センターは、自主的・組織的な青少年活動を助長することによって、青少年及び青少年団体の健全な育成及び人権文化の高揚を図ることを目的に設置しております。管理については、市が直接管理運営を行っております。</p> <p>「使用料免除申請団体活動実績一覧」をご覧ください。</p> <p>今回、青少年センターの使用料免除申請は、スカウトの6団体か</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	<p>ら申請があり、内5団体は昨年の審査で認められた団体で、ボーイスカウト第6団は、3年前に承認されておりますが、過去2年は申請がありませんでした。</p> <p>各団体により多少の表現の違いはありますが、いずれの団体も、スカウト活動を通じて青少年の優れた人格を形成し、青少年の健全育成に寄与することを目的としている団体です。</p> <p>各団体とも、青少年センターの設置目的に適合しており、清掃活動や募金活動等を市と協働して行っています。また、野外活動やボランティア活動を通じ、青少年の育成に努めていただいております。その他の項目につきましても、免除団体としての要件を満たしていると考えますので、審査のほどよろしく願いいたします。</p>
委 員	「活動実績一覧表」に記載のある主な活動実績のうち緑の羽募金等の活動ですが、これは市内での活動ということでよろしいですか。
担当職員	市の所管課が募金活動をする際に、ボーイスカウトに協力要請を行い、各スカウトで募金活動を行っております。
委 員	この活動は、市がお願いをして行っているということによろしいですか。
担当職員	募金の種類によって違うと思いますが、ほとんどの募金活動においてそれぞれの所管課から協力の依頼をしています。
委 員	市内での主な活動実績というのは、市が依頼している活動のことを指しているのか、それ以外の活動も含むのですか。
担当職員	市が依頼している活動には限っていません。
委 員	免除の要件として、募金活動を行っていることなどを定めているのですか。
担当職員	スカウト団体は、奉仕活動を目的に掲げていますので、募金活動

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
会 長	<p>に限らず、清掃活動など様々な活動を行っています。それらの活動の一環として募金活動を行っておりますので、特に要件として定めてはおりません。</p> <p>他にご意見、ご質問等ございませんでしょうか。以上、市の関係職員の説明を聴いたうえで、日本ボーイスカウト大阪連盟茨木第3団等、6団体につきまして、審査に付したいと思います。</p> <p>日本ボーイスカウト大阪連盟茨木第3団等、6団体を茨木市公の施設使用料免除団体として妥当とする答申をすることによりよろしいでしょうか。</p>
委 員	<p>【異議なし】</p>
会 長	<p>日本ボーイスカウト大阪連盟茨木第1団等、6団体を茨木市公の施設使用料免除団体に該当する団体として答申いたします。</p> <p>それでは、引き続き労働センターを利用する団体につきまして、審査を行いたいと思います。なお、これから審査の対象となる団体の中に、木村委員ご自身が関係される団体があるということを、事務局から聞いております。</p> <p>労働センターの団体の審査にあたりましては、木村委員には、ご退席頂きたいと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>《木村委員退席》</p>
会 長	<p>審査を再開いたします。</p> <p>それでは、労働センターにつきまして、市の関係職員から説明いただきたいと思います。</p>
担当職員	<p>茨木市市民総合センターに設置しております、労働センターについて説明させていただきます。茨木市市民総合センターは、労働および消費生活に関する活動を増進し、市民福祉の向上に資するために設置されている施設です。労働センターで実施される事業は、勤労者のための講座や研修会、および福利厚生事業などがございます。</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
委 員 担当職員 会 長	<p>また、労働センターを使用できる団体は、労働関係として登録された団体でございます。</p> <p>次に、免除の申請についてですが、今回17団体から申請があり、すべて昨年の審査で免除団体として認められた団体です。内訳については、17団体のうち15件が労働組合、勤労者の福祉の向上を図る事業を行う団体が2件です。</p> <p>まず、茨木市教職員組合でございますが、所在地は、片桐町8番17号でございます。組織人数は600人、規約、予算・決算書は、添付書類のとおりでありまして、規約第3条に目的、第4条に事業内容を定めております。また、事業報告にありますとおり、長時間労働の解消をはじめとする健康で安心して働ける職場づくりや組合員の福利厚生に関する事などに取り組まれております。</p> <p>次に、茨木市役所職員労働組合でございますが、所在地は、駅前三丁目8番13号であり、組織人数は110人、規約、予算・決算書は、添付書類のとおりでありまして、規約第3条に目的、第4条に活動内容が掲げられております。事業報告にありますとおり、労働時間の短縮や賃金引上げなど労働条件の維持・改善や、組合員の福利厚生に関する事などに取り組まれております。</p> <p>続きまして、化学一般労働組合連合関西地方本部長岡香料支部でございますが、所在地は五日市一丁目3番30号であり、組織人数は81人、規約、決算・予算書は、添付書類のとおりでありまして、雇用・生活・権利を守るための団体交渉などを行っておられます。</p> <p>これら以外の申請団体につきましても、要件を満たしており、申請書類は完備いたしております。</p> <p>ご審査をよろしくお願いいたします。</p> <p>今年申請があった団体は、昨年申請のあった団体でしょうか。</p> <p>すべて昨年申請があった団体です。</p> <p>以上、市の関係職員の説明を聴いたうえで、キャタピラーウエストジャパン労働組合等、17団体につきましても、審査に付したいと思っております。</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
委 員	<p>キャタピラーウエストジャパン労働組合等、17団体を茨木市公の施設使用料免除団体として妥当とする答申をすることによろしいでしょうか。</p> <p>【異議なし】</p>
会 長	<p>キャタピラーウエストジャパン労働組合等、17団体を茨木市公の施設使用料免除団体に該当する団体として答申いたします。</p> <p>労働センターについての審査が終わりましたので、木村委員に入室していただきます。</p> <p>《木村委員入室》</p>
会 長	<p>審査を再開いたします。</p> <p>それでは、つづきまして消費生活センターについて、市の関係職員から説明いただきたいと思います。</p>
担当職員	<p>消費生活センターについて説明させていただきます。</p> <p>茨木市市民総合センターは、消費生活に関する活動を増進し、市民福祉の向上に資する事を目的に設置された施設であります。</p> <p>消費生活センターは、消費者相談業務、消費者被害の未然防止のための啓発業務、各種情報の収集と提供を行なっております。</p> <p>次に、免除申請団体について説明させていただきます。</p> <p>今回申請があったのは、消費生活関係団体として、「茨木市消費者協会」「大阪よどがわ市民生活協同組合」「生活クラブ生活協同組合大阪」「生活協同組合コープ自然派ピュア大阪」の4団体で、いずれも、昨年の免除団体審査会において、免除団体と認められた団体が、引続き申請しているものであります。</p> <p>それぞれ、免除団体申請書に活動目的・活動内容を記載し、定款、会則、決算報告、事業計画等の資料を添付させていただいております。</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
委 員	<p>次に、審査基準についてありますが、まず設置目的に適合する活動団体につきましては、活動実績一覧をご覧いただきながら説明させていただきます。いずれの団体も、市民総合センターの設置目的である消費者の権利擁護などの活動を行っており、消費生活センターと連携し、消費生活展やセンター主催の講演会などへ積極的に参加し、また、消費生活センター運営懇話会委員として参画、協力し、消費者啓発などの活動を行っております。</p> <p>代表しまして、茨木市消費者協会につきましては、活動実績一覧より簡単に補足説明いたします。</p> <p>懇話会につきましては、年3回参加していただいております。また、消費生活展では、参加及び企画運営をしていただいております。主な活動内容としては、アンケートの実施調査や市と協働しての街頭キャンペーンなどを担っていただいております。</p> <p>次に、定款・会則等による運営団体、予算決算がある団体につきましては、申請書記載、及び添付資料のとおり、適合している団体であります。</p> <p>営利団体につきましては、生活協同組合の3団体が営利団体かどうかの判断としましては、【消費生活協同組合法】第9条において、「組合は、その行う事業によって、その組合員及び会員に最大の奉仕をすることを目的とし、営利を目的としてその事業を行ってはならない。」と規定され、最大奉仕の原則によって設立された組合であること、事業概要においても、消費者の生活改善や、消費者の権利を守る事業を行っておりますことから、営利団体にあたらないと考えております。</p> <p>また、この3団体は、活動の本拠地は茨木市外となっておりますが、支部が茨木市内にあり、市内在住組合員数も相当数であり、要件について満たしております。</p> <p>他施設での免除申請は、4団体とも行なっておらず、いずれの要件も満たしておりますので、ご審査をよろしくお願いいたします。</p> <p>4団体の主な活動実績ですが、これは消費者センターを使った活動実績という意味ですか。</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
担当職員	消費者センターに限らず、外部の施設を借りて行っている活動も含まれています。
委 員	消費者センターを使った活動はどのくらいありますか。
担当職員	だいたい月のうち3分の1ぐらいは使われていますが、すべての活動を把握しているわけではありません。
委 員	懇話会は、年3回と決まっているのですか。
担当職員	懇話会につきましては、規則等で決めているわけではありませんが、市から年3回意見交換等の場として参加をお願いしております。
委 員	懇話会では、消費者団体の活動の目的などについて話し合われているのでしょうか。
担当職員	消費者団体として、市に対しての意見や考え方等の交換会を行っております。
委 員	この懇話会は、平成25年度は1回のみで開催なのでしょうか。
担当職員	平成25年度は1回開催になります。
委 員	懇話会には、免除申請団体以外の団体も参加されているのでしょうか。
担当職員	申請団体以外に、公募した市民に参加いただいております。
会 長	他に質問等ございませんでしょうか。それでは、市の関係職員の説明を聴いたうえで、茨木市消費者協会等、4団体につきまして、審査に付したいと思えます。 茨木市消費者協会等、4団体につきまして、茨木市公の施設使用料免除団体として妥当とする答申をすることによろしいでしょうか。

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
委 員 会 長	<p>【異議なし】</p> <p>茨木市消費者協会等、4団体を茨木市公の施設使用料免除団体に該当する団体として答申いたします。</p> <p>それでは、引き続き男女共生センターローズWAMにつきまして、審査を行いたいと思いますので、市の関係職員から説明いただきたいと思います。</p>
担当職員	<p>茨木市立男女共生センターローズWAMについて、説明させていただきます。男女共生センターローズWAMは、男女共同参画社会を実現するために、男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野の活動に参画する機会を確保し、男女が均等に利益を享受し、均等に責任を担うべき社会の推進の拠点として事業を展開することを目的とした施設です。具体的には、茨木市男女共同参画計画に基づいて男女共同参画社会推進のための各種講座や研修の開催、情報の収集や提供、女性問題に関する相談業務などを行っております。</p> <p>続きまして、免除申請団体について説明いたします。今年度は15団体から申請があり、そのうち3団体について説明いたします。</p> <p>まず、女性グループ翼（ウィング）についてですが、女性グループ翼は、女性のエンパワメントの視点から活動を行い、男女共同参画社会の実現を目指すことを目的として、女性のための安心できる語りの場の運営、学習会等の企画運営などを行っております。性暴力被害にあった女性のための自助グループ活動、性暴力防止啓発冊子の作成・配布などの活動をされておられます。ローズWAMにおいては、市民協働企画講座やローズWAMまつりなどの企画にも積極的に参加いただいております。</p> <p>次に、茨木市放送利用女性問題研究グループは、放送番組を題材に学習することを中心に、学習機会を通して女性問題についての認識を深めながら、男女共同参画社会の実現を目指すことを目的として、自主学習や成果発表を行っております。ローズWAMまつり</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	<p>には実行委員として参加いただいているほか、ローズWAM主催の講座・講演などにも積極的に参加いただいております。</p> <p>最後に、茨木市母子福祉会は、茨木市内の母子寡婦福祉団体として男女共同参画の視点を持ちながら母子家庭ひとり親家庭及び寡婦の福祉の増進を図ることを目的として、交流会や就業支援相談会など、ひとり親家庭支援活動を行っておられます。ローズWAMまつりへの出展や主催事業への積極的な参加をいただいています。</p> <p>男女共同参画社会推進登録団体は、団体数が、18団体であります。平成26年度いっぱいをもって、1団体が登録を辞退されています。団体の固定化や、構成員が高齢化するなどの問題も抱えておりますが、男女共同参画社会の推進に向けて、積極的な活動をされている団体を支援していきたいと思っておりますので、ご審査をよろしくお願いいたします。</p>
委 員	<p>申請団体一覧表を確認すると、女性部、婦人部という団体がいくつかありますが、これは、その団体全体ではなく、部だけがローズWAMの免除団体という認識でよろしいですか。</p>
担当職員	<p>はい。あくまで男女共生センターの設置目的に合致した団体が免除の対象となりますので、女性部や婦人部のみが対象となっております。</p>
委 員	<p>センターの貸館部分は3階から上を貸出しているのですか。</p>
担当職員	<p>はい。3階から上と、地下1階及び地下2階を貸出しています。</p>
委 員	<p>この免除団体15団体が無料で使っていることの影響はどの程度ありますか。例えば、有料とする場合と比べて、全体の収入が何割程度減っているなどありますか。</p>
担当職員	<p>各団体との毎月の定例の集まりなどの利用が多くありますが、免除することの影響は大きくありません。</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
委 員	収入に大きな影響がないということは、そこまで免除団体が利用していないということでしょうか。
担当職員	ローズWAM自体のイベントへの参加・協力という面で多く利用をさせていただいており、免除団体としての利用はあまり多くはありません。
委 員	施設の稼働はどの程度ですか。
担当職員	利用の実態としては、WAMホールが大きさの面などから多く利用させていただいております。利用料金も他施設の大型ホールに比べ低くなっています。
委 員	ホール以外の貸室についてですが、免除団体の利用によって、空き状況は無い状態でしょうか。
担当職員	いいえ。日によって差がありますが、交通の便がいい場所に位置しており、免除団体に限らず、多くの人に利用いただいております。
委 員	免除団体の使用状況としては、一般の方が利用できる程度ということでしょうか。
担当職員	はい。一般の方も利用いただいております。 また、免除団体が利用する分をすべて無料にしているわけではなく、1か月あたりの免除回数の制限をしております。
委 員	一般の方と免除団体の利用が重なった場合の優先順位などはあるのでしょうか。
担当職員	基本は利用申込み順となりますが、登録団体につきましては、通常の受付開始時期よりも早く受付することができますので、登録団体の方が有利ではあります。しかし、1か月当りの制限を設けておりますので、すべて無料で利用いただいているわけではありません。

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
委 員	免除の回数の制限についてですが、条例や規則で回数を定めているのですか。
担当職員	規則で定めております。
委 員	活動状況一覧表の「親学の一步・いばらき」の活動目的・内容についてですが、「男女共同参画」といった内容が記載されていないのですが、この団体はそういった目的では活動されていないのでしょうか。
担当職員	男女共同参画社会には、女性・男性・子ども全ての参画という理念がございまして、この団体は、小さな子どもをもつ母親中心に活動いただいているということで、男女共同参画を進めるために支援していく必要があると考えております。また、一覧表には記載しておりませんでした。が、団体の定款等には男女共同世界を目指すという旨の記載があります。一覧表にも記載するようにいたします。
会 長	他に質問等ございませぬでしょうか。なければ、以上、市の関係職員の説明を聴いたうえで、女性グループ翼（ウイング）等、15団体につきまして、審査に付したいと思ひます。 女性グループ翼（ウイング）等、15 団体を茨木市公の施設使用料免除団体として妥当とする答申をすることによろしいでしょうか。
委 員	【異議なし】
会 長	女性グループ翼（ウイング）等、15団体を茨木市公の施設使用料免除団体に該当する団体として答申いたします。
担当職員	それでは、いのち・愛・ゆめセンターにつきまして、市の関係職員から説明いただきたいと思ひます。 現在、いのち・愛・ゆめセンターは、コミュニティセンターや公民館と同様に地域集会施設という位置づけで、共通の免除基準に基

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	<p>づき免除しております。一方で、いのち・愛・ゆめセンターは、社会福祉法に基づく隣保事業を行う隣保館ということで、地域住民の福祉の向上を目指し、市民に対する人権啓発を推進し、すべての人権問題の解決を図り、人権が尊重される社会の実現に資することを目的とする施設でもあります。隣保事業につきましては、社会福祉法に基づき、無料または低廉な料金で使用させることとされていますので、人権課題の解決という分野で他の2施設とは別にセンターの設置目的に照らし、運営上特に連携が必要と認められる地域住民の団体でかつ他の施設で使用料が免除されていない団体につきまして、共通の免除基準とは別にご審査いただくということで、部落解放同盟の3支部につきまして、審査をお願いしております。これらの3支部の活動につきましては、お手元にお配りしております、活動実績一覧にもありますとおり、市と連携し活動している団体になりますので、昨年度に引き続き免除に該当する団体と考えておりますのでよろしくお願いいたします。</p>
委 員	<p>活動実績一覧表のイベント等の参加状況の欄の「地域交流事業」について、3団体とも活動しているとなっているのですが、これは愛センターを使って、どのような活動をされているのでしょうか。</p>
担当職員	<p>主な活動実績の欄をご覧ください。例をあげますと、道祖本支部につきましては、「豊川フェスタ」、沢良宜支部につきましては、「南地域ふれあいまちづくりフェスタ」、中城支部につきましては、「三島地域交流事業・三島まちの玉手箱事業」という事業を実施しており、各愛センターに地域住民をはじめ様々な人々に集まっていたいただき、同和問題解決のため、まずは地域を知ってもらう機会の提供として地域交流を行っております。</p>
委 員	<p>いのち・愛・ゆめセンターというのは市内に何箇所かあるのですか。分館というものもあるのですか。</p>
担当職員	<p>市内に3か所ございます。分館につきましては、もともと青少年の交流等を目的とする青少年センターとして各愛センターと同じ地域にありましたが、平成21年7月から各愛センターの分館として</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	活用しております。建物としては、1館がセンターと分館が併設になっており、他は別々にあります。
委 員	この3団体は、どのセンターでも使えるということですか。
担当職員	使うことはできますが、実際には各地域のみでの使用となっています。
委 員	回数の制限はあるのですか。
担当職員	いのち・愛・ゆめセンターにつきましては、回数制限は設けておりませんが、必要などきのみ使用されている状況ですので、他の利用者に支障がでているわけではありません。
委 員	いのち・愛・ゆめセンターは、一般の市民の方もよく利用されているのですか。
担当職員	子どもや高齢者など、幅広くご利用いただいております。
会 長	他にご意見、ご質問等ございませんでしょうか。なければ、以上市の関係職員の説明を聴いたうえで、部落解放同盟大阪府連合会道祖本支部等、3団体につきまして、審査に付したいと思えます。 部落解放同盟大阪府連合会道祖本支部等、3団体を茨木市公の施設使用料免除団体として妥当とする答申をすることよろしいでしょうか。
委 員	【異議なし】
会 長	部落解放同盟3支部について、茨木市の公の施設使用料免除団体に該当する団体として答申を行いたいと思えます。

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
会 長	<p>審査対象団体は以上となりますので、第1回茨木市公の施設使用料免除団体審査会は、これもちまして終了いたします。</p> <p>なお、使用料免除団体審査会の審査内容をまとめた答申書の作成等につきましては、私に一任させていただくことにご異議ございませんか。</p>
委 員	<p>【異議なし】</p>
会 長	<p>ご異議がないということですので、今後の取り扱いつきましては一任させていただきます。</p> <p>審査会を各委員の皆様方のご協力を得て、対象団体の審査を無事終了されたことにつきまして、皆様方のご協力に改めましてお礼を申し上げます。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、以上もちまして、第1回茨木市公の施設使用料免除団体審査会を終了いたします。</p>